

安全管理規程施行細則

国際興業株式会社

平成26年 3月 制定

第1条（目的）

本細則は安全管理規程の施行に関する細則を定める。

第2条（輸送の安全に関する重点施策）

内部監査について

（目的） 安全マネジメントの実施状況を点検することを目的とする。

（機能） 輸送の安全確保の見地から運輸事業に係る業務を適正に把握し
安全マネジメントの向上及び改善に寄与することにある。

（実施回数） 年1回以上とする。

（担当部署） 運輸事業部・観光バス事業部・運輸管理部及び監査室

（監査責任者） 安全統括管理者とする。

（監査対象） 運輸事業部・観光バス事業部・運輸管理部及び乗合・貸切・観光
全営業所とする。

2 輸送の安全の確保に関する社内体制（組織）の構築

（1） 経営トップを起点とする連絡体制及び指揮命令系統並びに業務処理に
ついては別途組織図（別表1-1～4）の通りとする。

（2） 安全統括管理者が病気又は不在時は安全統括管理代務者が代務執行する。

（3） 営業所長は、現場における体制の長として輸送の安全の確保に関する
権限を有し、情報の連絡及び指揮命令に関わる行為を速やかに実行する。

（4） 乗務員及び運輸事業に携わる社員は上記連絡・指揮命令を受ける他、
常に安全の向上に資する技能等の向上に努め、安全な輸送の確保を行う。

3 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

（1） 運行管理者及び補助者教育：自動車事故対策機構主催講習会への受講

（2） 乗務員教育：年間計画による社内教育実施
（計画表は毎年別表にて作成とする：別表2）

（3） 指導乗務員研修：本社及び所轄営業所にて随時実施とする。

（4） 運輸事業部・観光バス事業部・運輸管理部社員への社内教育を随時実施
とする。

（5） 乗合バスに対する添乗指導の実施：運輸管理部管理課課員主体及び運輸
事業部課員による年間指導実施

第3条（輸送の安全に関する目標）

安全管理規程に基づき輸送の安全に関する目標を下記の通りに定める。

- （1） 目標は年度毎に設定する。
- （2） 目標は会社全体及び営業所毎に設定する。
- （3） 目標は別表にて毎年作成とする。（別表3）

第4条（輸送の安全に関する計画）

- （1） 運輸安全マネジメント会議の定期的開催
- （2） 安全管理委員会の定期的開催
- （3） 運輸安全マネジメント講習会の定期的開催
- （4） 乗務員の年間教育の実施
- （5） 車両代替による安全輸送の確保
- （6） 法令遵守徹底に対するマニュアルの作成
- （7） 事故防止委員会の定期的開催
 - ① 営業所での開催（毎月）
 - ② 本社での全体開催（4ヶ月毎）

第5条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制は本細則第2条2項の定めと同様とする。（別表1-1～4）

第6条（情報の公開）

安全管理規程に基づき毎年度外部に公表するものとし 下記の通りに定める。

- （1） 公表手段としてホームページに掲載する。
- （2） 情報管理は運輸事業部、観光バス事業部及び運輸管理部を主管部署とする。
- （3） その他緊急時を含め公開に当たっては、安全統括管理者の指示に従うものとする。

第7条（輸送の安全に関する記録の管理等）

安全管理規程については業務の実態に応じ適時適切に見直しを行うとあるが記録

の管理・保存の方法を含め下記の通りに定める。

- (1) 安全管理規程及び本細則の見直しについては安全統括管理者の指揮命令の下、運輸事業部、観光バス事業部及び運輸管理部所属課長職位以上の合議にて行うこととする。
- (2) 規程承認に当たっては当社規程管理規程に基づき取締役会の決裁とする。
- (3) 輸送の安全に関する会議議事録については会議主管部署にて記録及び3年間保存とする。
- (4) 内部監査結果書類は運輸管理部にて記録し 安全統括管理者が3年間保存とする。
- (5) 各営業所での輸送の安全に関する記録は各営業所にて3年間保存のうえ一部を本社管理課に提出とする。

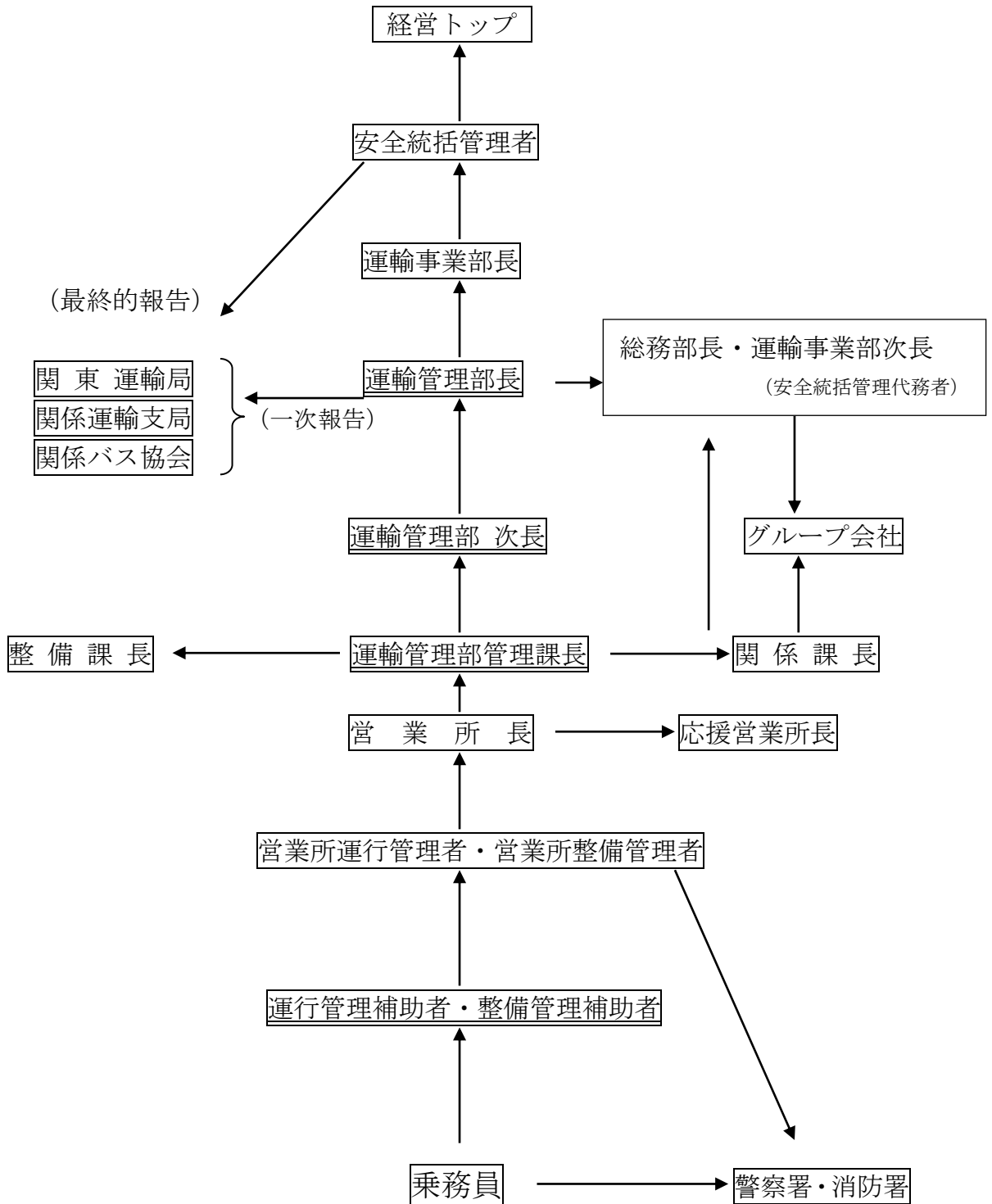
第8条（附 則）

本細則の改廃は、規程管理規程の定めるところによる。

- 2 本細則は平成26年3月1日より施行する。

(別表 1 - 1)

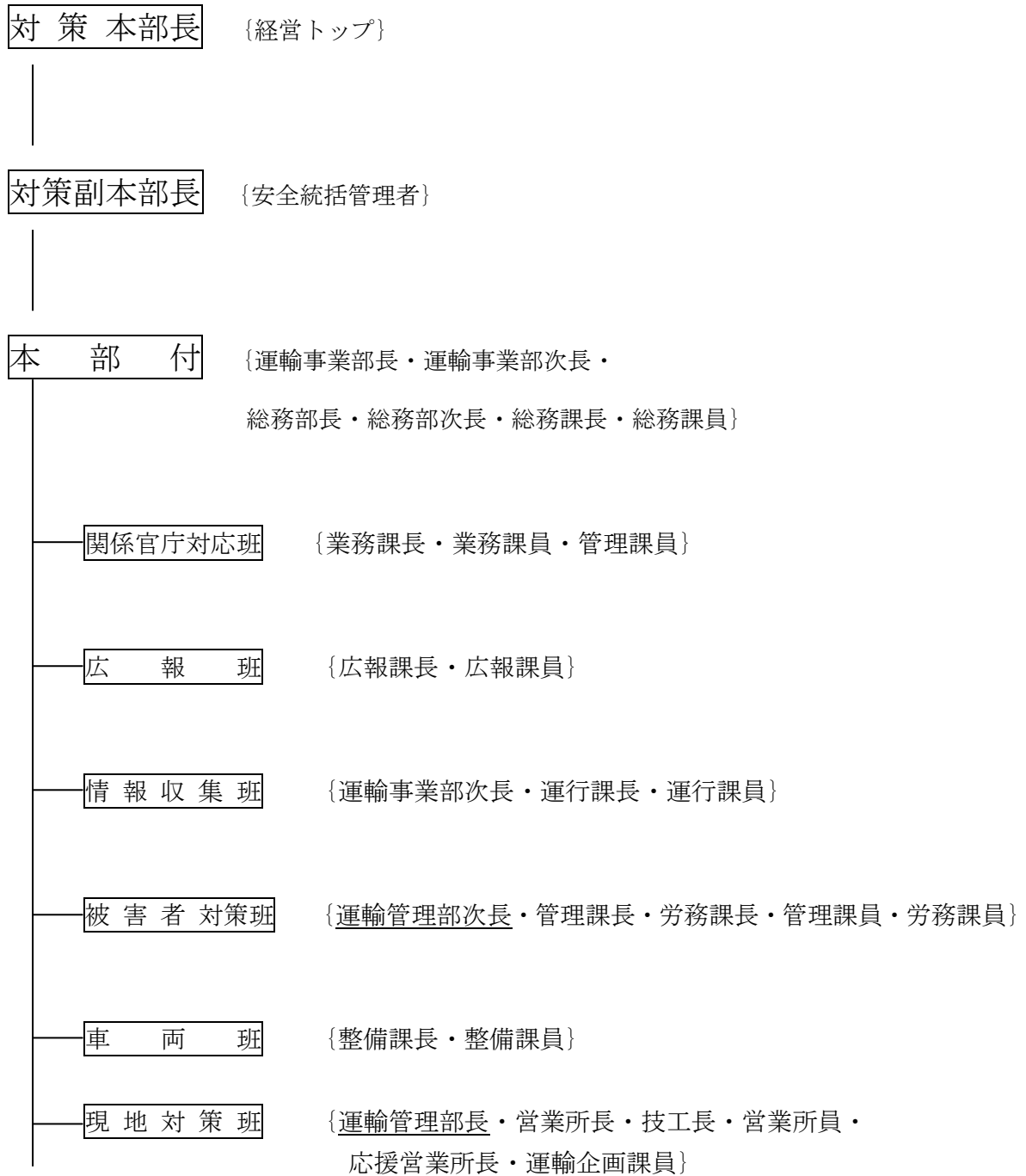
安全マネジメント社内連絡体制表



(別表1-2)

事故災害対策本部設置要領

◎事故災害に対処する為の対策本部を本社に設置する。



(別表1-3)

動 員 体 制

(1) 運輸事業部

① 乗合

イ・一般路線・高速バスで発生した場合は、部長、次長、運行課・業務課
運輸企画課の課長、課長補佐、係長、運行課・業務・運輸企画課員

② 観光

イ・観光バスで発生した場合は、部長、次長、運行課・業務課・運輸企画
課の課長、課長補佐、係長、営業課員

③ 運輸管理部

イ・部長以下管理課・整備課員全員

④ 当該営業所

イ・事務所は所長以下全員
ロ・工場は技工長・技工

(2) 総務部

イ・部長、次長、総務課・労務課の課長、総務課・労務課課員

(3) 広報課

イ・課長以下広報課員全員

業務処理要領

本 部 付

- 対策本部長を援け、各班との情報収集、連絡応答にあたる。

関係官庁対応班

- ① 情報収集班と連携を密にし、情報収集に努める。
- ② 関東運輸局や所轄運輸支局に状況を速やかに適宜報告。
- ③ 関係バス協会にも状況を速やかに報告。

広 報 班

- ① 報道関係全般を担当。
- ② 報道機関への連絡、途中経過の発表内容、発表のタイミングの検討や準備を行う。
- ③ 重要な情報を整理し、対策本部長との連絡調整を行い、記者会見を開催。

情 報 収 集 班

- ① 全ての班との連絡を密にし全ての情報を集中させ、その情報を整理する。
- ② 事件の経過を時系列的に全てを記録に残す。
- ③ 各警察の対策本部、消防署、道路管理者、との連絡応答。

被 害 者 対 策 班

- ① 情報収集班・現地対策班と連携を密にして、被害者である乗客やその家族の情報収集に努めると共に、家族に現状況を報告。
- ② 家族のホテルや乗車券の手配等を実施。
- ③ 解放された乗客や家族に対するお見舞い。

車 両 班

- ① 救援車両や家族を現地に送る車両の手配・準備。
- ② 現地に派遣する為の整備要員や必要工具の準備。
- ③ 被害車両の構造面の情報把握。

現 地 対 策 班

- ① 所轄の警察署と連携を密にし、情報収集に努める。
- ② 事件の推移により、現地対策班が複数設置される場合もあるが、互いに連絡し情報交換を実施。
- ③ 情報は速やかに対策本部の情報収集班へ報告し、常に連絡・調整を行う。

1. 定期教育内容

NO.1

告示関連項目 (別紙参照)	教育項目	教育内容 (共通・乗合)	教育内容 (貸切)	形態	対象	実施場所	教育者	所要時分
(1) - ③	事業用自動車の構造上の特性	○自らの運転する事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差(右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。)、制動距離等を確認させ、これらが車両により異なることを理解させ、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の事例を説明することにより事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる	○長い下り坂においてフットブレーキを使い過ぎると、フェード現象等によりブレーキが効かなくなる危険性がある為、エンジンブレーキや補助ブレーキの併用をする等の適性な運転操作を理解させる。	実地 机上 (視聴覚教材)	全運転士	車庫内・営業管内	運行管理者	100分
(1) - ⑥	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	○主として運行する経路の状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項 ○交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例(いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」)を説明し、理解させる		〃	〃	〃	〃	
(1) - ⑩	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	○安全性の向上を図るための装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることを説明する等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。		〃	〃	〃	〃	
(1) - ①	事業用自動車を運転する場合の心構え	○旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であること ○事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転に与える影響の大きさ ○事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命		机上 (講義)	〃	営業所会議室	〃	45分
(1) - ②	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	○道路運送法、道路交通法、道路運送車両法に基づき遵守すべき事項、遵守することの重要性を理解させる。	○運行指示書の遵守	〃	〃	〃	〃	
(1) - ⑧	運転者の運転適性に応じた安全運転	○適性診断その他の方法により運転者の運転適性を把握し、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる ○運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う		〃	〃	〃	〃	
(1) - ⑨	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法	○長時間連続運転等による過労、睡眠不足、医薬品等の服用に伴い誘発される眠気が身体に与える影響等の生理的要因及び慣れ、自らの運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあること。 ○事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間。 ○飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する		〃	〃	〃	〃	
(1) - ⑩	健康管理の重要性	○疾病が交通事故の要因となるおそれがあること。 ○定期的な健康診断の結果等に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な心身の健康管理を行うことの重要性。		〃	〃	〃	〃	
(1) - ④	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	○加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明し、これらの装置の急な操作を可能な限り避けることの必要性を理解させる。	○シートベルトが備えられた座席においてはシートベルトの着用を徹底させること等乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する	机上 (視聴覚教材・ グループ討議)	〃	〃	〃	
(1) - ⑤	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	○乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれた等の交通事故の事例を説明し、旅客が乗降するときには旅客の状況に注意して当該装置を適切に操作することの必要性を理解させる。 ○旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項を指導する		〃	〃	〃	〃	35分
(1) - ⑦	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	○危険予知訓練の手法等を用いて理解させる ○事故発生時、災害発生時その他の緊急時における対応方法		〃	〃	〃	〃	
(2) - ②	ドライブレコーダーの記録を利用したヒヤリハット体験等の自社内での共有		○ドライブレコーダーの記録のうち告示関連項目(2) - ①(別紙参照)の場合に係るものを自社内の当該運転者以外の運転者に対する指導及び監督に活用し、当該指導及び監督を効果的に行う	〃	〃	〃	〃	

令和6年度 高速バス選任運転士年間教育計画

令和6年4月1日

1. 定期教育

NO.1

教育実施期間	指示関連項目 (別紙参照)	教育項目	教育内容(共通・乗合)	形態	対象	実施場所	教育者	所要時分
7月中旬～2月下旬	(1)－①	事業用自動車を運転する場合の心構え	○旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であること ○事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさ ○事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命	机上 (講義)	全選任運転士	営業所会議室	運行管理者	15分
	(1)－②	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	○道路運送法、道路交通法、道路運送車両法に基づき遵守すべき事項、遵守することの重要性を理解させる。	〃	〃	〃	〃	10分
	(1)－⑧	運転者の運転適性に応じた安全運転	○適性診断その他の方法により運転者の運転適性を把握し、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる ○運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う	〃	〃	〃	〃	10分
	(1)－⑨	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法	○長時間連続運転等による過労、睡眠不足、医薬品等の服用に伴い誘発される眠気が身体に与える影響等の生理的要因及び慣れ、自らの運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあること。 ○事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間。 ○飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する	〃	〃	〃	〃	10分
	(1)－⑩	健康管理の重要性	○疾病が交通事故の要因となるおそれがあること。 ○定期的な健康診断の結果等に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な心身の健康管理を行うことの重要性。	〃	〃	〃	〃	10分
	(1)－④	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	○加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明し、これらの装置の急な操作を可能な限り避けることの必要性を理解させる。 ○シートベルトが備えられた座席においてはシートベルトの着用を徹底させること等乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する	〃	〃	〃	〃	10分
	(1)－⑤	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	○乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれた等の交通事故の事例を説明し、旅客が乗降するときには旅客の状況に注意して当該装置を適切に操作することの必要性を理解させる。 ○旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項を指導する	〃	〃	〃	〃	10分
	(1)－⑦	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	○危険予知訓練の手法等を用いて理解させる ○事故発生時、災害発生時その他の緊急時における対応方法	〃	〃	〃	〃	10分
	(1)－⑥	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	○主として運行する経路の状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項 ○交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例(いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」)を説明し、理解させる	〃	〃	〃	〃	20分
	(1)－③	事業用自動車の構造上の特性	○自らの運転する事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差(右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通過することをいう。以下同じ。)、制動距離等を確認させ、これらが車両により異なることを理解させ、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の事例を説明することにより事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる ○長い下り坂においてフットブレーキを使い過ぎると、フェード現象等によりブレーキが効かなくなる危険性がある為、エンジンプレーキや補助ブレーキの併用をする等の適性な運転操作を理解させる。	実地	〃	車庫内・営業管内	〃	45分
	(1)－⑪	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	○安全性の向上を図るための装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることを説明する等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。	〃	〃	〃	〃	

〔別紙〕 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

国交省告示1676号

平成30年6月1日 改訂

(1) 旅客自動車運送事業者による指導及び監督の内容

	項目	指導内容	指導方法
①	事業用自動車を運転する場合の心構え	○事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者が他の運転者の運転に与える影響の大きさを理解させる	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、旅客の安全、確実に輸送することが社会的使命であることを説明 ・事業用自動車による交通事故の統計を用いて説明 ・事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命であることを説明
②	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	○道路運送法、道路交通法、道路運送車両法に基づき遵守すべき事項、遵守することの重要性を理解させる(運行指示書の遵守を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・各法令の遵守すべき事項を説明(貸切バスの運転者にあつては、運行指示書の遵守含む) ・各法令から逸脱した方法や姿勢による運転をしたこと及び日常点検を怠ったことに起因する交通事故の事例を説明 ・事故を引き起こした旅客自動車運送事業者及び運転者に対する処分並び、加害者、被害者その他の関係者に与える心理的影響を説明
③	事業用自動車の構造上の特性	○自らの運転する事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差(右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。)及び制動距離等を確認させ、これらが車両により異なることを理解させる	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車の構造上の特性を把握していなかったことに起因する交通事故の事例を説明 ・事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる
④	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	○加速装置、制動装置及びかじ取り装置の急な操作を可能な限り避けることの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの装置の急な操作を行ったことにより、旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明 ・走行中は旅客を立ち上げさせないこと及びシートベルトが備えられた座席においては、シートベルトの着用を徹底させること等乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を説明
⑤	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	○旅客が乗降するときには旅客の状況に注意して当該装置を適切に操作することの必要性 ○旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客が扉にはさまれた等の交通事故の事例を説明 ・周囲の道路及び交通の状況に注意して安全な位置に停車させること及び旅客の状況に注意して発車させることを説明
⑥	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	○主として運行する経路の状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客運送事業の運転者にあつては、主として運行する経路をあらかじめ把握させる ・交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例(いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」)を説明
⑦	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○強風、豪雪等の悪天候が運転に与える影響 ○加速装置、制動装置及びかじ取り装置の急な操作を行うことにより旅客が転倒する等の危険 ○乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれる等の危険 ○右左折時における内輪差及び直前、後方及び左側方の視界の制約 ○旅客の指示があったとき又は旅客を乗車させようとするときの急な進路変更又は停止に伴う危険等の事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険 ○事故発生時、災害発生時その他の緊急時における対応方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険予知訓練の手法等を用いて理解させるとともに、危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起の手法として、指差呼称及び安全呼称を行う習慣を体得させる ・緊急時における制動装置の急な操作に係る技能の維持のため、実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を停止状態で用いて制動装置の急な操作方法について指導する ・負傷者の救護、道路における危険の防止、乗客の安全の確保、警察への報告、会社への報告を行わなければならないこと ・気象等に関する情報を収集・把握することや、あらかじめ災害に遭遇した際の対応方法を把握させる
⑧	運転者の運転適性に応じた安全運転	○適性診断その他の方法により運転者の運転適性を把握し、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者自らの運転行動の特性を自覚させるよう説明 ・運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う
⑨	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法	○長時間連続運転等による過労、睡眠不足、医薬品等の服用に伴い誘発される眠気、飲酒が身体に与える影響等の生理的要因及び慣れ、自らの運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを理解させる ○事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を理解させる	<ul style="list-style-type: none"> ・生理的要因または心理的要因に起因した事故事例を説明 ・運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導する ・飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する
⑩	健康管理の重要性	○疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを理解させる ○定期的な健康診断等の結果、心理的な負担の程度を把握するための検査の結果等に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病により起因した事故事例を説明
⑪	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	○装置を備える事業用自動車の適切な運転方法を理解させる	<ul style="list-style-type: none"> ・当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについての説明

[別紙] 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

国交省告示1676号

平成30年6月1日 改訂

(2) 一般貸切運送事業者における指導及び監督の内容

項目	指導内容	指導方法
① ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転	○加速装置、制動装置及びかじ取り装置の急な操作の有無の確認 ○車間距離の保持、その他の法令の遵守状況の確認 （ヒヤリハット体験の報告があった場合、苦情申出のうち運転に係わるものがあつた場合、事故報告に該当する事故が発生した場合）	・運転者に自身の運転特性を把握させ、指導を行う
② ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	○ドライブレコーダーの記録のうち(2)①の場合に係るものを自社内の当該運転者以外の運転者に対する指導及び監督に活用する。	・グループワークの手法を用いて指導を行う

1. 全体教習（前期）

NO.1

教育実施期間	教育項目	教育内容（貸切・共通）	教育内容（乗合）	告示関連項目 (別紙参照)	形態	対象	実施場所	教育者	所要時分	
令和6年9月16日 ↓ 令和6年9月30日	事業用自動車を運転する場合の心構え (自動車事故統計表の活用)	○旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であること ○事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさ ○事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命		(1) -①	机上 (講義)	全乗務員	営業所会議室	運行管理者	140分	
	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	○運行指示書の遵守 ○日常点検の重要性 ○日常点検を怠ったことによる事故事例		(1) -②	〃	〃	〃	〃		
	事業用自動車の構造上の特性	○自らの運転する事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差(右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。)、制動距離等を確認させ、これらが車両により異なることを理解させ、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の事例を説明することにより事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる		(1) -③	〃	〃	〃	〃		
	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	○シートベルトが備えられた座席においてはシートベルトの着用を徹底させること等乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する	○加速装置、制動装置及びびかじ取装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明し、これらの装置の急な操作を可能な限り避けることの必要性を理解させる。	(1) -④	〃	〃	〃	〃		
	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	○主として運行する経路の状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項 ○交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例(いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」)を説明し、理解させる		(1) -⑥	〃	〃	〃	〃		
	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法	○長時間連続運転等による過労、睡眠不足、医薬品等の服用に伴い誘発される眠気が身体に与える影響等の生理的要因及び慣れ、自らの運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあること。 ○事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間。 ○飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する。		(1) -⑨	〃	〃	〃	〃		
	健康管理の重要性	○疾病が交通事故の要因となるおそれがあること。 ○定期的な健康診断の結果等に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な心身の健康管理を行うことの重要性。		(1) -⑩	〃	〃	〃	〃		
	ドライブレコーダーの記録を利用しヒヤリハット体験等の自社内での共有	○ドライブレコーダーの記録のうち告示関連項目(2) -①(別紙参照)の場合に係るものを自社内の当該運転者以外の運転者に対する指導及び監督に活用し、当該指導及び監督を効果的に行う			(2) -②	〃	〃	〃		〃
	事業用自動車の構造上の特性	○自らの運転する事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差(右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。)、制動距離等を確認させ、これらが車両により異なることを理解させ、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の事例を説明することにより事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる		(1) -③	実地	〃	車庫内・営業管内	〃		
	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	○制動装置の急な操作方法				(1) -⑦	〃	〃		〃
エコドライブについて	○エコドライブの実施方法				〃	〃	〃	〃		

2. 全体教習（後期）

NO.2

教育実施期間	教育項目	教育内容（貸切・共通）	教育内容（乗合）	告示関連項目 (別紙参照)	形態	対象	実施場所	教育者	所要時分	
令和7年3月16日 ↓ 令和7年3月31日	事業用自動車運転する場合の心構え (自動車事故統計表の活用)	<ul style="list-style-type: none"> ○旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であること ○事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさ ○事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命 		(1) - ①	机上 (講義)	全乗務員	営業所会議室	運行管理者	100分	
	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ○運行指示書の遵守 ○道路運送法、道路交通法、道路運送車両法に基づき遵守すべき事項、遵守することの重要性を理解させる 		(1) - ②	〃	〃	〃	〃		
	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○シートベルトが備えられた座席においてはシートベルトの着用を徹底させること等乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する 	<ul style="list-style-type: none"> ○加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明し、これらの装置の急な操作を可能な限り避けることの必要性を理解させる 	(1) - ④	〃	〃	〃	〃		
	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれた等の交通事故の事例を説明し、旅客が乗降するときには旅客の状況に注意して当該装置を適切に操作することの必要性を理解させる ○旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項を指導する 		(1) - ⑤	〃	〃	〃	〃		
	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○危険予知訓練の手法等を用いて理解させる ○事故発生時、災害発生時その他の緊急時における対応方法 		(1) - ⑦	〃	〃	〃	〃		
	運転者の運転適性に応じた安全運転	<ul style="list-style-type: none"> ○適性診断その他の方法により運転者の運転適性を把握し、個々の運転者に自らの運轉行動の特性を自覚させる ○運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う 		(1) - ⑧	〃	〃	〃	〃		
	ドライブレコーダーの記録を利用しヒヤリハット体験等の自社内での共有	<ul style="list-style-type: none"> ○ドライブレコーダーの記録のうち告示関連項目 	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; transform: rotate(45deg);"></div>		(2) - ②	〃	〃	〃		〃
	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法	<ul style="list-style-type: none"> ○長時間連続運転等による過労、睡眠不足、医薬品等の服用に伴い誘発される眠気が身体に与える影響等の生理的要因及び慣れ、自らの運轉技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあること ○事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間 ○飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する 			(1) - ⑨	〃	〃	〃		〃
	健康管理の重要性	<ul style="list-style-type: none"> ○疾病が交通事故の要因となるおそれがあること ○定期的な健康診断の結果等に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な心身の健康管理を行うことの重要性 		(1) - ⑩	〃	〃	〃	〃		
	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運轉方法	<ul style="list-style-type: none"> ○安全性の向上を図るための装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることを説明する等により、当該事業用自動車の適切な運轉方法を理解させる 		(1) - ⑪	〃	〃	〃	〃		
エコドライブについて	<ul style="list-style-type: none"> ○エコドライブの実施方法 			〃	〃	〃	〃			

3. トライアル

教育実施期間	教育名	教育項目	教育内容	形態	対象	実施場所	教育者	所要時分
令和6年4月～令和7年3月 独車後、随時	高速走行・日光トライアル	山間部での事故防止	走行上の注意と事故事例	実地	独車半年以内の運転士	車内・現地	所長・副所長	30分
		山道での走行要領	安全走行のための基本操作と走行方法	〃	〃	山道	指導運転士	(実車訓練)
令和6年6月～12月	高速走行・箱根トライアル	山間部での事故防止	走行上の注意と事故事例	実地	独車1年目・3年目の運転士	車内・現地	所長・副所長	30分
		山道での走行要領	安全走行のための基本操作と走行方法	〃	〃	山道	指導運転士	(実車訓練)
令和6年6月～12月	高速走行トライアル	高速道路での事故防止	走行上の注意と事故事例	実地	独車5年目の運転士	車内・現地	所長・副所長	30分
		高速道路の走行要領	安全走行のための基本操作と走行方法	〃	〃	高速	指導運転士	(実車訓練)
令和7年1月～ 令和7年2月	雪上トライアル (夜行一泊1回)	タイヤチェーン	タイヤチェーンの脱着方法	実地	独車後3シーズン（1年目必須）	車庫内・現地	指導運転士	120分
		冬季道路の走行要領と事故防止	危険箇所と走行方法と事故事例	〃	〃（2年目 状況に応じて）	車内	所長・副所長	30分
		雪道走行	安全走行のための基本操作	〃	〃（3年目 状況に応じて）	雪道	指導運転士	(実車訓練)

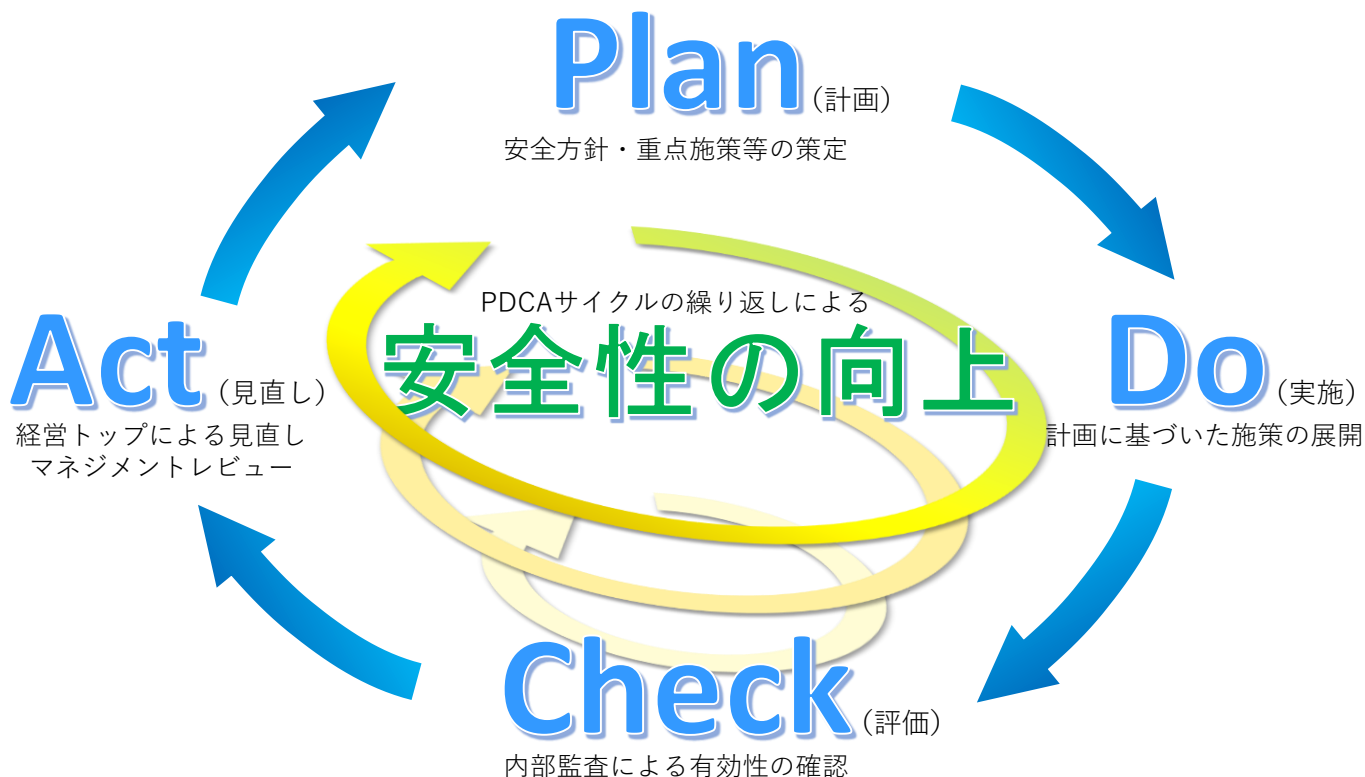
教育実施期間	教育名	教育項目	教育内容	形態	対象	実施場所	教育者	所要時分
令和6年6月～12月	車両構造の把握	タイヤと車両構造	タイヤ交換方法など	実地	入社1年目・3年目の運転士	車庫内	指導運転士・技士	120分
令和6年4月～11月	高速バス運転士選任前研修	乗車券取り扱い	高速バス乗務員の心得	机上	入社1年目	営業所内	運行・業務課	120分
		運行経路確認	乗降場所確認	実地	入社1年目	運行経路	指導運転士	(実車研修)

4. その他

	令和6年									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ゴールド(60歳)運転士研修 (1名)												1名 実施予定
プラチナ(65歳)運転士研修 (1名)								1名 実施予定				
ダイヤモンド(68歳)運転士研修 (1名)			1名 実施予定									
新任運転士研修 (11日間実施)	16 (火) }	16 (木) }	17 (月) }	16 (火) }	16 (金) }	17 (火) }	16 (水) }	18 (木) }	16 (月) }	16 (木) }	17 (月) }	17 (木) }
	1 (水)	30 (木)	1 (月)	30 (火)	30 (金)	2 (水)	30 (水)	2 (月)	6 (月)	30 (木)	4 (火)	1 (火)
適性診断の受診 ※(1)⑧ (受診計画に基づく)		受診促進	→	→	→	→	→	→	→	→		
受講者の診断結果に基づく指導		受講者指導	→	→	→	→	→	→	→	→		
本社特別教育 (事故・第1ステップ者)	15 (月)	15 (水)	14 (金)	12 (金)	15 (木)	13 (金)	15 (火)	15 (金)	13 (金)	15 (水)	14 (金)	14 (金)
ドライブレコーダーの記録を 利用した運転特性に応じた 安全運転 ※ (2) ①	随時	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
安全中央研修所研修 (入社2年後)								1名 実施予定				
安全中央研修所研修 (55歳到達時)		1名 実施予定						1名 実施予定		1名 実施予定		
外部施設研修 (入社5年後)								1名 実施予定				
外部施設研修 (中堅層)							4名 実施予定					4名 実施予定
事故惹起者小集団活動 (事故惹起者対象)							実施					実施
普通救命講習							実施					実施
苦情・事故惹起者に対する教育 ※ (2) ①	随時	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※ 普通救命講習は3年に1度実施

輸送の安全に係るPDCAサイクル



輸送の安全に関する目標

(1) 目標年度：令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 目 標

① 運輸グループ安全目標

- ・ 重大人身事故3件以内
- ・ 健康起因による事故0件

② 事故抑止目標

乗合：発進時・ドア開閉時の車内事故5件以内

：自転車・電動キックボード利用者との事故4件以内

観光：有責人身事故0件

：静止物への接触事故5件以内